

〔No. 21〕 建築士が行う「工事監理」に関する次の記述のうち、建築士法上、誤っているものはどれか。

1. 工事監理受託契約の当事者は、延べ面積が300m²を超える建築物の新築に係る工事監理受託契約の締結に際して、工事監理の実施の状況に関する報告の方法や、工事監理に従事する建築士の氏名等を記載した書面を相互に交付しなければならない。

(契約) 士法22条の3の3 1項 300㎡超の新築は、設計受託契約 工事監理受託契約 署名又は記名押印 相互に交付

2. 工事監理受託契約を締結しようとする者は、国土交通大臣が定めた報酬の基準に準拠した委託代金で工事監理受託契約を締結するよう努めなければならない。

(契約)報酬 士法22条の3の4 適正な委託代金努力義務

3. 工事監理を行う建築士は、工事監理の委託者から請求があったときには、建築士免許証又は建築士免許証明書を提示し、工事監理を終了したときには、直ちに、その結果を建築主に工事監理報告書を提出して報告しなければならない。

(業務)免許証の提示 監理報告書 士法19条の2 20条 3項 規則17条の

4⁵ 工事監理を行う建築士は、工事が設計図書のとおりを実施されていないと認めるときは、直ちに、工事施工者に対して、その旨を指摘し、当該工事を設計図書のとおりを実施するよう求め、当該工事施工者がこれに従わないときは、その旨を特定行政庁に報告しなければならない。

(業務)工事監理 士法18条 3項 工事施工者が従わない時は、建築主に報告